

指 定 管 理 業 務 点 検・評 価 シ ー ト（令和6年度業務）

令和7年 7月31日

施 設 名	氷ノ山自然ふれあい館 響の森	所在地	八頭郡若桜町つく米
施設所管課名	自然共生課	連絡先	0857-26-7980
指定管理者名	一般財団法人鳥取県観光事業団	指定期間	平令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 施設の概要

設置目的	国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にする心をはぐくむこと。
設置年月日	平成11年7月18日
施設内容	○エントランスホール ○森のジオラマ ○学習展示ルーム ○ネイチャーラボ ○森の遊び広場 ○イヌワシホール ○イーグルスカイシアター
利用料金	無料
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	4月～9月：月曜日（夏休み期間中は無休） 10月～11月：月、火曜日 12月～3月：月、火、水、年末年始（12/29～1/3） ＊祝日の場合は翌日を休館日とする。

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	○施設整備の保守管理及び修繕 ○施設の保安警備及び清掃等 ○その他施設の管理に必要な業務（管理施設の案内、付属施設及び備品の貸出、利用指導又は操作、施設の利用促進、広報活動、営業活動、自然観察会等の実施、その他施設の管理運営に必要な業務）
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）：3人、臨時職員：2人〔計 5人〕
	館長（正職員1）－自然解説専門員（正職員2）－自然解説専門員（臨時職員1）－自然解説専門員（パート職員2） ※臨時職員：R6.4～R6.12 1名

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R6年度	4,472	8,630	2,428	4,184	5,766	5,168	4,615	5,188	1,468	1,656	941	834	45,350
	R5年度	3,754	13,168	4,687	3,382	4,314	2,647	6,102	3,002	368	651	1,200	1,232	44,507
	増 減	718	-4,538	-2,259	802	1,452	2,521	-1,487	2,186	1,100	1,005	-259	-398	843
利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R6年度	123	228	203	286	722	195	123	216	74	209	152	146	2,677
	R5年度	111	324	306	209	372	231	257	217	45	108	237	104	2,521
	増 減	12	-96	-103	77	350	-36	-134	-1	29	101	-85	42	156

5 収支の状況

区 分			R 6 年度	R 5 年度	増 減
収入	事業収入	受託事業収入	54,343,000	53,304,000	
		県受託事業収入	143,776	201,731	
		事業収入	2,658,025	2,450,885	
		小 計	57,144,801	55,956,616	
	事業外収入	雑入	19,838	70,250	
		小 計	19,838	70,250	
	計		57,164,639	56,026,866	
支出	管理運営事業費	人件費	27,491,202	24,980,251	
		管理運営費	20,724,269	18,824,179	
		集客促進費	4,092,997	4,751,236	
		売店営業費	251,402	238,683	
		補助事業費	159,037	218,709	
		県受託事業費	0	0	
		計	52,718,907	49,013,058	
	収 支 差 額		4,445,732	7,013,808	

6 労働条件等

確認項目		状況			備考
		正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則による		労働条件通知書による	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	○		○	※常時10人以上の労働者を使用する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	○		○	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8 時間		8 時間	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告		自己申告	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	週当たり2日		週当たり2.1～3日	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	388,536円		180,249円 (パート128,257円)	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適		適	※適否を記入
	処遇改善計画との比較				※達成率を記入
	支払い遅延等の有無	無		無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	実施			
	産業医の選任	選任の要否: 否			※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否: 否			※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否: 否			※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否: 否			※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づくもの）
- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
休館日	・夏休み期間中は無休とした(継続実施)
利用料金	・氷ノ山登山や自然散策、創作体験等の自然体験プログラムについて、学校行事(鳥取県内の中学生以下)で行う場合は、参加料を全額または一部減免とした。
イベント関係	・近接キャンプ場指定管理者のキャンパーズビレッジと連携して、キャンプ場利用者向けに管理棟でのイベントを開催した。 ・倉吉博物館と連携して、自然体験をアートで表現するワークショップや野鳥の巣箱づくりを開催した。また巣箱づくりは響の森でも開催するとともに、県と連携しながら、県主催の「すみかづくりコンクール」への応募を勧めた。 ・大人(中高年層)向けのイベント(大人の趣味講座)を開催し、幅広い集客に取り組んだ。 ・秋の企画展で「ネイチャージャーナル展」を日本で初めての開催した。またWeb展示を初めて行い、響の森に来られない県外や海外の方にも作品を見ていただいた。 ・冬季に段ボール遊具を設置し、天候の影響を受けない遊び場を提供した。
広報・営業関係	・県内の大学サークル向けに、氷太くん等の宿泊施設と館の自然体験プログラムを紹介するチラシを作成し、配布した。 ・地域情報サイトにて施設の紹介やイベントの案内を行い、集客に取り組んだ。 ・新しいデザインの氷ノ山バッジを制作して売店で販売し、売上増に取り組んだ。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	・利用者からの意見把握 (施設利用者・イベント参加者・利用学校団体へのアンケート、施設窓口やHP、SNSでの意見受付) ・職員からの提言(担当者等が気づいた問題点を情報共有) ・ボランティア等からの聞き取り
------------	--

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
イーグルスカイシアターが開いていなかった。見られなかった。	コア時間のリピート上映を検討。
着ぐるみが臭くて壊れていた。	随時確認、補修を行う。消臭スプレーにて匂い対策を行い、洗濯、天日干しを行う。

利用者からの積極的な評価
・ジオラマで様々な動植物の生態系を学ぶことができた。 ・手作りおもちゃがたくさん有り温もりが感じられる。館内には子供が楽しめる様々な工夫が凝らしてある。 ・氷ノ山の動植物の展示が分かりやすく、骨格標本や剥製の数が多く見ごたえがあった。 ・登山時にガイドが子供たちのペースを考えてくれたり質問に丁寧に答えてくれ氷ノ山の自然に親しむことができた。 ・学びが多く子供たちの成長が見られた。 ・イーグルスカイシアターはイヌワシの気分になれ良かった。 ・クイズやフリップなどがいたるところにちりばめられており興味の尽きない展示だった。解説も充実していて分かりやすかった。 ・この施設が無料なのが信じられない。

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☒
協定書(仕様書)、指定管理者募集(又は審査)要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☒

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
・倉吉博物館やキャンパーズビレッジでイベントを行い、連携を深めた。 ・戦略的パートナーシップである、キャンパーズビレッジ向けに響の森紹介ポスターや響の森に持参するとポストカードをプレゼントする特典券を作成、設置し、キャンプ場からの集客に取り組んだ。 ・秋の企画展「ネイチャージャーナル展」でWeb展示を初めて行い、館に来られない県外や海外の方の観覧者増となった。 ・冬季に段ボール遊具を設置し、天候の影響を受けない遊び場を提供して喜ばれるとともに利用者増となった。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
・鳥取市内の各小学校において児童へのチラシが配布が行われなくなり、小学生のいる家庭への直接的な広報ができなくなった。代替えの手段を検討しているところ。 ・ジオラマ以外の照明はR7年度においてLED化への改修工事が行われる予定だが、ジオラマの照明はLED化の予定がない。開館当初の仕様による照明で、一部ソケットや安定器の不具合によるものか電球を交換しても点灯しないものもある。

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況		☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況		☑
項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	○エレベーター、自動ドアは業者による定期点検を実施している。 ○展示設備は毎日職員が点検している。 ○ジオラマの照明の電球交換をこまめに行い、展示の魅力を損なわないよう努めている。 ○保安警備は開館時には職員が定期的に見回るとともに、閉館時には機械警備で対応している。（機械警備機器を1か所増設） ○清掃は業者委託し、毎日トイレや床を清掃した。 ○緊急時の対応等はマニュアルを作成し、迅速な対応に努めている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	○入館料金は無料だが、創作活動等の材料費については実費相当額を徴収している。 ○苦情等のトラブルの未然防止と迷惑行為について対応マニュアルを作成し、適正な対応に努めている。 ○学校行事（県内の中学生以下）で自然体験等を行う場合の参加料は全額または一部を免除している。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	○案内カウンターには土日祝日の来館者の多い日は常時職員を配置し、利用者に施設の利用解説を行っている。（平日も事務室からすぐ対応可能） ○備品の貸し出しはスキーセット、スノーシュー、スパッツ。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	○スマートフォン対応及びSNS連携ができるホームページを活用し、引き続き情報発信の強化を行った。 ○評判の良い少人数向けエコツアーを継続して実施したり、インターネットのイベント・プログラム紹介サイトにおいてPRしたりすることで、夏休み期間を中心にアウトドア愛好者や家族連れ、インバウンド等の利用促進を図っている。 ○夏休み期間中は休館日なしとしている。（18年度以降継続実施） ○響の森クルー（ボランティア）制度を設け、自由意思による野外活動や創作体験実施時の補助、館内展示の制作等の協力を得ている。 ○個人情報保護・情報公開はマニュアルを作成し遵守している。
〔収入支出の状況〕	3	○事業計画と比較すると、概ね計画どおりとなっている。
〔職員の配置〕 ○適正な職員配置 ○処遇改善計画の達成状況	3	○夏休み期間中は継続して全日開館を実施している中で、限られた職員数であるにもかかわらず、利用者の利便性が向上するように工夫して運営している。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書（月次）における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務（利用券、利用券管理簿の管理など） ○必要な規程類の整備（会計規程、協定書等で整備が定められている規程など）	3	○必要な規程類は整備されており、会計事務は適正に処理されていた。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令（労働基準、労働安全、障がい者雇用等） ・環境関連法令（大気、水質、振動、廃棄物等） ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	○関係法令は遵守されており、施設の管理・運営は適正であった。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	障がい者支援施設への物品、役務の調達実績あり。
総 括	3	

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、
4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。